

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和5年4月20日(木) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 11名中9名出席し、その氏名は次のとおり

尾 上 昭 則 出 射 實 宮 本 英 美 由 喜 門 尊
藤 原 由 果 小 林 桂 治 藤 原 和 正 大 森 茂 利
久 山 英 之

欠席委員

太 田 修 石 黒 五 月

4. 農地利用最適化推進委員

岡 崎 文 明 服 部 千 敏 松 本 英 樹 山 崎 徹
大河原 律 夫 佐 藤 辰 也 岡 崎 浩 田 中 伸 五
正 富 清 人 吉 田 宏 山 内 桂 三 金 居 正 彦
北 谷 正 幸 福 池 正 美 安 木 義 忠 射 越 誠 一
山 本 祐 章 茂 成 和 延

欠席委員

山 本 和 博 森 部 真 史

5. 議事に参与した者

事務局長 青木 潔

事 務 局 横見瀬 文子

事 務 局 藤原 敬士

事 務 局 藤原 将也

6. 議事内容

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第5条許可申請について

第3号議案 農地転用事業計画承認申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)

そ の 他

譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【2番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■ ■■■■ ■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

農地の所在地「牛窓町牛窓4051-23」。面積「909㎡」。

「牛窓町牛窓4051-24」。面積「1,302㎡」。
農地までの距離「100m」。

登記、現況地目はいずれも「畑」。耕作面積は「5,945㎡」。家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「増反」によるもの。

譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【3番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

農地の所在は7筆。

「牛窓町牛窓5528」。面積は「429㎡」。

「牛窓町牛窓5590-1」。面積は「937㎡」。

「牛窓町牛窓5591-2」。面積は「643㎡」。

「牛窓町牛窓5596」。面積は「1,210㎡」。

「牛窓町牛窓5635」。面積は「1,189㎡」。

「牛窓町牛窓5655」。面積は「1,566㎡」。

「牛窓町牛窓5976」。面積は「203㎡」。

登記、現況地目はいずれも「畑」。農地までの距離は「500m」。耕作面積は「2,309㎡」となっています。家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【4番案件】

譲受人「岡山市北区下中野347番地104 葉豆瑠農園株式会社
代表取締役 平林 実 農業」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■ ■■ ■■ ■■■■」。

農地の所在は19筆。

「牛窓町牛窓 5828-1」。面積は「1,241㎡」。登記、現況地目は「畑」。

「牛窓町牛窓 5 8 3 4-1」。面積は「1, 7 1 3 m²」。登記、現況地目は「田」。

「牛窓町牛窓 6048」。面積は「1,496 m²」。

「牛窓町牛窓 6067-1」。面積は「600m²」。

「牛窓町牛窓 6077-2」。面積は「372 m²」。

「牛窓町牛窓 6077-5」。面積は「511m²」。

「牛窓町牛窓 6 1 2 0-4」。面積は「20 m²」。

「牛窓町牛窓 6 1 2 2-1」。面積は「1, 9 2 1 m²」。

「牛窓町牛窓 6180-1」。面積は「2,008㎡」。

「牛窓町牛窓 6 1 8 2-1」。面積は「228 m²」。

「牛窓町牛窓 6 1 8 2-2」。面積は「1, 5 4 9 m²」。

「牛窓町牛窓 6 1 8 2-4」。面積は「292 m²」。

「牛窓町牛窓 6 1 8 3」。面積は「6 3 3 m²」。

「牛窓町牛窓 6 1 8 4」。面積は「2, 1 5 6 m²」。

「牛窓町牛窓 6185-1」。面積は「1, 104m²」。

「牛窓町牛窓 6 2 4 7-2」。面積は「7 6 5 m²」。

「牛窓町牛窓 6 2 4 7-3」。面積は「2 1 1 m²」。

「牛窓町牛窓 6254-2」。面積は「784 m²」。

「牛窓町牛窓 6 2 5 4-3」。面積は「6 4 m²」。

登記、現況地目はいずれも「田」。

耕作面積は「6, 031 m²」。農地までの距離は「30, 000 m」。

取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【5 番案件】

讓受人「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■
■■■」。

讓渡人「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

農地の所在地は「邑久町尾張225-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は「443㎡」。農地までの距離は「800m」。耕作面積は「13,013㎡」。家族数及び耕作者数「5名」。取得理由は「増反」によるもの。譲渡人は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【6番案件】

讓受人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

讓渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■■
■■」。

【10番案件】

讓受人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■■
■■」。

讓渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■■ ■■■■■■」。

土地の所在「長船町飯井450-1」。登記、現況地目いずれも「田」。面積「482㎡」。農地までの距離「950m」。耕作面積「14,910㎡」。家族数及び耕作者数「5名」。取得理由は「贈与」による。譲渡人は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【11番案件】

讓受人「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■
■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

農地の所在「長船町土師1 1 4 2」。面積は「9 0 5 m²」。

「長船町土師1 1 4 3」。面積は「1, 430 m²」。

「長船町土師 1 1 4 5-1」。面積は「1, 428 m²」。

登記、現況地目いずれも「田」。農地までの距離「620m」。耕作面積「208,902.99㎡」。家族数及び耕作者数「3名」。取得理由は「増反」による。譲渡人は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。以上、説明を終わります。

議 長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。1 番案件から 4 番案件について、服部委員より説明をお願いします。

服部委員 1 番案件についてご説明します。

譲渡人は県外に在住のため、長年管理ができずにいたところ、譲受人と話がまとまったようです。特に問題ありません。

続きまして、2 番案件についてですが、譲渡人は高齢のため離農されました。農地管理ができなくなり、譲受人と話がまとまったようです。特に問題ありません。

続きまして、3番案件についてですが、譲渡人は、市外に在住で、長年、農地の管理ができずにいたところ、譲受人との話がまとまったようです。

譲受人は、令和３年に倉敷市からご家族で譲渡人の所有する家へ移住され、新規就農研修を経て、現在に至っています。問題ないと思います。

続きまして、4 番案件についてですが、譲渡人姉妹は、それぞれ市外に在住で、相続した農地を管理できずにいたところ、譲受人との話

がまとまったようです。譲受人は、数年前からコーヒー豆の栽培を手掛けており、規模拡大を計画されています。特に問題ないと思います。

議長 続きまして、5番案件、山崎委員より説明をお願いします。

山崎委員 5番案件についてご説明します。

譲受人が増反を計画しており、話がまとまったようです。問題ないと思います。

議長 続きまして、6番案件、7番案件について、大河原委員より説明をお願いします。

大河原委員 6番案件についてご説明します。

譲受人の実家が譲渡人の住所であり、贈与ということで話がまとまったようです。特に問題ないと思います。

続きまして、7番案件についてご説明します。

譲受人が増反を計画しており、話がまとまったようです。現地の確認をしましたところ、問題ないと思います。

議長 続きまして、8番案件について、北谷委員より説明をお願いします。

北谷委員 8番案件についてご説明します。

1人目の譲渡人ですが、以前から農地の受け手を探しておりました。

2人目の譲渡人ですが、市外に在住であり、高齢になり農地の管理が困難となり、譲受人との話がまとまったようです。問題ないと思います。

議長 続きまして、9番案件、10番案件について、福池委員より説明をお願いします。

福池委員 9番案件についてご説明します。

譲受人と譲渡人は、親子関係であり、耕作は以前から一緒に行っています。名義変更のみですので、問題ないと思います。

10番案件についてご説明します。

譲渡人は、農地の一部をコンビニに貸し出しており、残りの田を管理するのも困難であるということで、隣の農地の譲受人へ譲渡を申し出て、話がまとまったようです。

譲受人は、「449-1」「450-1」を1枚として耕作するようです。問題ありません。

議長 続きまして、11番案件について、射越委員より説明をお願いします。

射越委員 11番案件についてご説明します。

譲渡人が高齢になっており、休耕田になっている農地を譲受人が取得し、耕作するようです。問題ないと思います。

議長 それでは、ただ今の第1号議案につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとしまして、続いて、採決に入ります。

第1号議案 農地法第3条許可申請について、1番案件から11番案件について許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成ということで、許可を決定します。

続きまして、第2号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

なお、8番案件についてですが、除斥がありますので先に審議、採決を行います。

8番案件について、関係委員は、退席をお願いします。

事務局 それでは、議案資料、4頁目をご覧ください。

【8番案件】

譲受人「長船町土師140番地12 不動産業 株式会社 プライムホーム 代表取締役 松本 英伸」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。

土地の所在「長船町土師216-1」。地目「田」。面積「622㎡」。

譲渡人2人目「長船町土師526番地 農業 大森 茂利」。

土地の所在「長船町土師217-1」。地目「田」。面積「1,092㎡」。

転用目的「建売分譲住宅」。施設の概要「2階建 5棟 281.53㎡」。建ぺい率「22.30%」。

農地区分「第2種農地で10aあたり420kg」。資金「■■ ■■」。隣地への被害はありません。

なお、所有権移転あり、10aあたり■■ ■■。農用地区域外農地で、開発案件です。資料16頁をご覧ください。ディスカウントドラッグコスモス長船より東に位置しています。

以上で8番案件の説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺います。8番案件について、射越委員をお願いします。

射越委員 コスモス店より東に位置しており、排水等も問題ないと思います。

議長 それでは、ただいまの第2号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。

(全員賛同の声)

第2号議案 農地法第5条許可申請について、8番案件に、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 はい、全員賛成ということで、承認とします。
退室委員の入室を許可します。

譲受人「邑久町山田庄182番地4 経済団体 瀬戸内市商工会 会長 元濱 詳一」。

農用地区域外農地で、開発案件です。資料 9 頁をご覧ください。瀬戸内市役所から西隣に位置しています。

転用目的「建売分譲住宅」。施設の概要「2階建 13棟 641.94㎡」。建ぺい率24.50%。農地区分「第2種農地で10aあたり

讓渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■■■ ■
■■」。

議 長 続きまして、１１番案件について、茂成委員お願いします。

茂 成 委 員 申請地は県道沿いの場所で、商業施設などの開発が進んでいる地域です。地域への問題、排水等の問題もないと思います。

議 長 それでは、ただいまの第２号議案 農地法第５条許可申請について、１番から７番まで、９番から１１番までの案件につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。

(全員賛同の声)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第２号議案 農地法第５条許可申請について、１番から７番まで、９番から１１番までの案件に、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成ということで、承認とさせていただきます。

議 長 続きまして、第３号議案 農地転用事業計画変更申請承認（転用目的の変更及び工事期間の延長）について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案資料、５頁目をご覧ください。

申請人「倉敷市広江２丁目１３番３６号 不動産業 株式会社 クオリティライフ 代表取締役 平野 剛誠」。

土地の所在「長船町土師６４５－２」。地目「田」。農地区分「農用地区域外」。

当初事業計画「転用面積 ９２４㎡。 転用目的 事務所兼倉庫 工事期間 令和元年１２月 １日から令和２年 ３月３１日まで」。

変更事業計画「転用面積 ９２４㎡。 転用目的 建売分譲住宅 工事期間 令和元年１２月 １日から令和５年 ８月３１日まで」。

変更理由「コロナ禍の影響により、会社の人員及び資金繰りの面で当初の計画と差異が生じ、計画どおりの内容及び期間内の事業完了が困難となった。

当該土地については、駅から近く、生活の利便性が高いことから、事業計画の見直しにより建売分譲住宅として活用することとしたため。」

備考「当初許可年月日 令和元年８月９日 指令番号 瀬戸内市指令農委第４８号」。

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 ただ今の第３号議案につきまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとしまして、続いて、採決に入ります。

第3号議案 農地転用事業計画変更申請承認（転用目的の変更及び工事期間の延長）について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長 全員賛成ということで、許可を決定します。

議長 続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について（利用権設定・所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料、6頁から8頁にまたがっています。ご覧ください。

【第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について（利用権設定・所有権移転）議案書をもとに説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（意見なし）

ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、承認とします。それでは最後のその他の項目についてです。事務局、お願いします。

事務局 今後の総会の予定については、5月の通常総会は、5月16日火曜日に瀬戸内市役所 2階 大会議室で開催予定です。

6月の通常総会は、6月8日木曜日に瀬戸内市役所 2階 大会議室で開催予定です。

議長 他にご意見・ご質問はありませんか。

それではご意見ありませんので、これをもちまして、令和5年度4月の総会を閉会します。

ありがとうございました。

（午前10時00分 閉会）

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和5年4月20日

議 長

署名委員

署名委員